

つくばみらい市議会 教育民生常任委員会会議録

平成 21 年 3 月 6 日 開会

平成 21 年 3 月 6 日 閉会

つくばみらい市議会

つくばみらい市議会教育民生常任委員会

平成 21 年 3 月 6 日 午後 1 時 30 分開会

出席委員

委員長	直井誠巳君
副委員長	高木寛房君
委員	秋田政夫君
委員	染谷礼子君
委員	横張光男子君
委員	川上文子君
議長	今川英明君

欠席委員

なし

出席議員

2 番	坂洋君
12 番	古川よし枝君

出席説明員

副市長	小林弘文君
教育長	豊嶋隆一君
保健福祉部長	鈴木等君
社会福祉課長	間根山知己君
社会福祉課長補佐	草間節君
介護福祉課長	沖田照雄君
介護福祉課長補佐	小林弘幸君
国保年金課長	野本英夫君
国保年金課長補佐	永野鉄雄君
健康増進課長	吉田邦恵君
健康増進課長補佐	谷口雅之君
学校教育課長	瀬崎和弘君
学校教育課長補佐	飯泉勝宏君
生涯学習課長	吉田弘之君

出席議会事務局職員

事務局長	井波進君
事務局長補佐	関俊明君
書記	大野隼人君

議 事 日 程

平成 2 1 年 3 月 6 日（金曜日）

午後 1 時 3 0 分開会

1 . 協議案件

- 1) 議案第 6 号 つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例
- 2) 議案第 11 号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 3) 議案第 15 号 つくばみらい市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 4) 議案第 16 号 平成 20 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 6 号）
- 5) 議案第 12 号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 6) 議案第 13 号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 7) 議案第 14 号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例
- 8) 議案第 17 号 平成 20 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 9) 議案第 18 号 平成 20 年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第 5 号）
- 10) 議案第 19 号 平成 20 年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 11) 議案第 20 号 平成 20 年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

午後 1 時 3 0 分開会

○委員長（直井誠巳君） こんにちは。

大変に寒に戻ったような寒さの中、そしてまた雨降りということで足元の悪い中、皆さん方には、本日、教育民生常任委員会ということでご出席賜り、まずもって御礼を申し上げます。

平成 21 年第 1 回の定例議会のさなかにおいて、本日、教育民生常任委員会を開催するわけですが、今回もまた本委員会にはたくさんの議案が付託されております。1 件 1 件の処理として進めさせていただきたいと思いますが、いつものように皆さんのご忌憚のない意見の中で慎重審議していただくことを心からお願いを申し上げまして、委員長のあいさつといたします。よろしくどうぞお願い申し上げます。

それでは、ただいまから教育民生常任委員会を開催いたします。ただいまの出席委員は全員でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に、議会事務局初め、議会事務局職員、また副市長、教育長、それから保健福祉部長、関係課長、同職員の出席のもと開催をいたします。

それでは、これより議事に入ります。

なお、議案の説明については簡潔にお願いをしたいところでございます。

まず、教育長より、教育委員会所管部分について概要等の説明をいただきたいと思います。

○教育長（豊嶋隆一君） それでは、お疲れさまです。きょうは、教育次長が、奥さんの親が亡くなったということでこの会に出られませんので、お伝えしたいと思います。よろしく願いいたします。

教育委員会関係ですけれども、学校教育課から、義務教育施設適正配置審議会条例について、それから、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例、生涯学習課関係で、コミュニティセンター条例の一部を改正する条例、それから一般会計補正予算の案件ということでお願いをしておりますので、それぞれの担当課長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（直井誠巳君） 続きまして、保健福祉部長より、保健福祉部所管部分の概要説明をいただきたいと思います。

○保健福祉部長（鈴木 等君） 雨の中どうもご苦労さまです。それでは、保健福祉部関係について説明を申し上げます。

まず、議案第11号ですけれども、これは教育委員会関係とダブリますけれども、21年4月から障害者計画策定委員会にかかわって地域自立支援協議会が設立するために、障害者計画策定委員会委員の報酬を削るものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第12号でございますが、つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、新たに設けられる小規模住居型児童養育事業を加えるために、この改正案を提出するものでございます。

次に、議案第13号でございますが、つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険事業の健全な財政運営を実施し、一般会計の繰入金による財源不足の緩和を図るために、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第14号でございますが、つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましては、介護保険法に基づき平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者の保険料について定めたものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、議案第16号につきましては、平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算の保健福祉部門についてご審議を賜りたいと思います。

議案第17号から議案第20号までの4案件につきましては、それぞれの特別会計の補正予算を審議していただくものです。どうぞよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、それぞれ担当課長の方からご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（直井誠巳君） それでは、早速議案の審査に入りたいと思いますが、皆さんのお手元の方に協議事項ということで羅列されているわけですが、これは審査の効率化を図りたいと思って、順番どおり、数字どおりいつてない部分があるかと思いますが、どうかその辺のところのご理解をお願いしたいと思います。

それでは、議案第6号 つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例を議題といたします。

議案第6号についての説明を担当の方からお願いしたいと思います。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） よろしく申し上げます。

議案第6号 つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例でございます。

提案理由でございますが、財政縮減や学力基盤社会に臨みながら、総合的な視野から学力向上対策を講じるため、市内小中学校の適正規模、適正配置について審議する組織を設置するに当たり、この条例案を提出するものでございます。

条文に移らせていただきます。

設置でございます。第1条、市内の義務教育施設の適正配置を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づきまして、つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会を置くものでございます。

所掌事務でございます。第2条、審議会は、教育委員会の諮問に応じ、義務教育施設の適正配置に関し必要な調査及び審議を行い、その結果を教育委員会に答申するものでございます。

委員、第3条、審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1)市議会議員の代表者、(2)行政協力員の代表者、(3)小中学校PTA関係者、(4)学校教育関係者、(5)学識経験を有する者、(6)公募による市民、でございます。

任期でございますが、第4条、委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第2項、前項の規定にかかわらず、特定の地位または職により委嘱し、又は任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

会長及び副会長、第5条、審議会に会長及び副会長を置く。

第2項、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

第3項、会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

第4項、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

会議でございますが、第6条、審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

第2項、審議会の会議は、委員定数の2分の1以上の出席がなければ開くことはできない。

第3項、審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4項、審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

教育委員会への報告、第7条、審議会は、教育委員会から審議の過程において報告を求められたときは、文書をもって報告するものとする。

第2項、前項に規定する報告又は第2条に規定する答申において、一部の委員に意見があるときは、その意見を添えることができる。

報酬及び費用弁償、第8条、委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによる。

庶務、第9条、審議会の庶務は、教育委員会主管課において処理する。

委任、第10条、この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則でございますが、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○委員長(直井誠巳君) 瀬崎学校教育課長の説明が終わりました。

これより議案第6号に対する質疑及び意見等を行います。

染谷委員。

○委員（染谷礼子君） 3条の審議会の委員の人数なんですけれども、この配分はどのようになっているのでしょうか。

○委員長（直井誠巳君） 瀬崎課長。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） 現在こちらで把握している段階では、議員の皆様方が3名、2番の行政協力員の代表者が3名、小中学校PTA関係者2名、学校教育関係者4名、学識経験を有する者2名、公募による市民2名で、16名ですが、これから協議をして、多くしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（直井誠巳君） 16名構成ということなんです、わかりましたか。

○委員（染谷礼子君） はい。

○委員長（直井誠巳君） 続きまして、川上委員。

○委員（川上文子君） 教育施設の適正配置を審議するということで、当然、今出されている統廃合問題が議論されるのだらうと思います。小規模学校をそのまま続けるのか、統合するのかというのは、地域社会にとってはとても大きな影響を与えることなので、その地域だけでいいかという問題ではないけれども、その地域の意見が十分その中に反映されることが必要だと思うんですね。当然検討になるだらうと思える地域の学校なんかについて言えば特に。そこら辺をどのような形で審議会の構成の中に反映させるのか。その点についてはどんなふうな配慮をしていくのか、考え方があるのか、教えてください。

○委員長（直井誠巳君） 瀬崎課長。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） やはり各小中学校、今まで伝統と歴史もございますし、いろいろな継承された住民の方々もいらっしゃいますので、できればそういう、各地区、各小学校になりますとちょっと多くなってしまいますので、これからどのような形でそういう方々を交えてこの委員に任命するか、協議をしながら進めてまいりたいと思います。

○委員長（直井誠巳君） 川上委員。

○委員（川上文子君） 大変難しい問題が出てくると思うんですね。ともすると審議会というのは、実際の形はそこで審議をするんだと言うんだけど、一定の行政の担当者がつくった案をたたいていくという形が往々にしてとられることが多いと思うんですね。実際には、この適正配置の問題について言うと、いろいろな問題を含むので、審議会だけで市民が納得できるような方向づけができるかということ、かなり難しい問題もはらむと思うんですね。審議する過程の中でその地域に問題を返していくとか、その地域のパブリックコメントをとるとかいう形で、いろいろそういう行き交いがされながら、方向づけというのが、どうするかという方向づけがされないと、審議会だけで事を運べば大きな問題も残す、地域との摩擦も起こすということになると思うし、それが子供たちにとっていい影響を与えないことにもなるので、そこら辺は十分、審議会のあり方も含めて配慮してほしいと思います。

○委員長（直井誠巳君） 教育長、お願いします。

○教育長（豊嶋隆一君） 今、川上委員のおっしゃることもっともですので、審議会の方でこういうふうに決めたからそれで推し進めるということではなくて、必ず地元へ戻して、地元の意向を聞きながら、既に県内で11の市町村でこの検討委員会を決めて、ご存じだと思いますけれども、この前取手市は新聞にも載りましたし、既に終わったところもあります。利根町はもう終わってしまいました、統廃合が。そういうところもありますし、そ

ういうふうにして今まで検討委員会を決めて進めているところの状況等を聞きながら、いろいろ課題が出てくると思いますので、そういうのを解決しながら進めたいと思っています。

○委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

秋田委員。

○委員（秋田政夫君） 提案理由なんですが、財政縮減や学力基盤社会に臨みと、こうなっているんですが、さっき話が出ましたけれども、統廃合については、行政サイドからすればやはり財政縮減というのがあるんだろうけれども、その辺、小規模校にとっては非常にハンディを背負っているの、ただ単にその理由で、財政縮減ということが表に出てるのであれば、やはり住民の思いがちょっと違うんじゃないかと思うんですよね。

ですから、小規模校の統廃合という第一の目的は、やはり学力基盤社会をつくると、こうなっていますけれども、そういったことが最重点であって、財政を縮減ということが最初に出てくると、やはりこれは平等な立場からいけばちょっと考えづらい面があるのかなと感じるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（直井誠巳君） 教育長。

○教育長（豊嶋隆一君） 財政面ばかりではなくて、小規模校の場合、6年間同じメンバーとずっと、小学校の場合やっていかなきゃならない、クラスがえができません。そういう中で人間関係が阻害される、そういうのもあるということも言われているわけですので、国としては、適正規模というのは、小学校で言うと学年2クラス以上あるのが望ましい、中学校で言うと3クラス以上あるのが望ましいというようなことを言っているわけですので、それらに従って出てきているので、財政ばかりということではございませんし、県の方でつくっているこういうパンフレットの中にも書いてあるんですけれども、県では、学校の適正規模、適正配置について、児童生徒のよりよい学習環境や生活環境、人間関係の構築などの面から望ましい学校の目指すべき姿を示しましたということで、県の方で出しています。そういうことで進めていくということです。

○委員長（直井誠巳君） 秋田委員。

○委員（秋田政夫君） まさに今、教育長がおっしゃったとおりだと思うんですよね。教育はやっぱり学力に視点を置いているわけですから、その後こういった財政問題も課題として残ってくるという形であればいいけども、この提案理由の最初に財政厳しいから学校統廃合してしまっただけということになると、さっきおっしゃったように地域のいろいろな伝統とかそういうものが、地域住民と難しい問題が出てくるので、私は財政縮減というのは後の問題であって、その裏の問題であって、適正な学力をつけていくには、やっぱり適正なクラス、そういったものが必要なんだと、そのために統廃合という問題も出てくるというような形にしていけないと、非常に、教育というのはやっぱり投資なので、そこをうまく提案理由を説明というか、解釈をしていけると、逆にとられる場合があるので、そこをうまくやっていただければと思うんですけどね。

○委員長（直井誠巳君） 教育長。

○教育長（豊嶋隆一君） もちろん県の方でこういうパンフレットをつくってかなり広範囲に配っていますので、これが基本になりますので、財政ということがトップへは出てきていませんので、そういう方向で進めますので。

○委員長（直井誠巳君） わかりましたか。

○委員（秋田政夫君） はい。

○委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） なければ、議案第6号に対しましての質疑、意見等を終了したいと思います。

それでは、採決をいたします。

議案第6号は、原案のとおりに決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（直井誠巳君） 確認しました。全員賛成でございます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、これを担当の方で説明をお願いします。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） 議案第11号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございます。新たに義務教育施設適正配置審議会条例の制定に伴い、同審議会の委員の報酬を追加するため、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

こちらの定例会議案説明書の一部改正条例等の新旧対照表あると思いますが、議案第11号資料-1でございますが、条例の新旧対照表になっておりまして、改正案で下から二つ目、義務教育施設適正配置審議会、これの一部改正となるものでございます。

以上でございます。

○委員長（直井誠巳君） 続いて、社会福祉課の方でも説明を求めます。

○社会福祉課長（間根山知己君） 同条例の一部改正なんです、社会福祉課にもかかわっていますので、お願いしたいと思います。

この中の「別表第1障害者計画策定委員会の項を削り」ということで、社会福祉課の方の提案があります。こちらなんです、資料は、先ほどと同じ議案第11号資料-1ということで、現行の方には「障害者計画策定委員会」、「6,000円」ということで載っています。改正案でなくなるという形になりますが、こちらなんですけれども、提案理由にもございますように、ことしの4月から、つくばみらい市障害者計画策定委員会要綱にかわり、つくばみらい市地域自立支援協議会要綱を制定し運用するということで、障害者計画策定委員会の報酬を削除するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（直井誠巳君） 今、学校教育課長、社会福祉課長それぞれの説明いただきました。

それでは、ただいまから議案第11号に対する質疑及び意見を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） ないようでございますので、議案第11号に対する質疑、意見はこれで終了いたします。

それでは、採決に入ります。

議案第11号は、原案のとおりに決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（直井誠巳君） 確認しました。全員賛成でございます。よって、議案第11号は

原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号を扱いたいと思います。つくばみらい市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例、生涯学習課から説明を求めます。

○生涯学習課長（吉田弘之君） それでは、議案第15号 つくばみらい市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、つくばみらい市立板橋コミュニティセンターの新設に伴いまして、つくばみらい市立コミュニティセンター条例の一部を改正するものでございます。

内容でございます。第2条の表「つくばみらい市立小絹コミュニティセンター」の項の次に、次のように加えるという形でございます。「つくばみらい市立板橋コミュニティセンター、つくばみらい市板橋2675番地1」でございます。

これにつきましては、配付済みの新旧対照表の一番最後のページに第2条関係の表が載っております。名称、位置という形で、谷井田、小絹の次に板橋コミュニティセンターを加えるものでございます。よろしくご審議のほどお願いします。

以上です。

○委員長（直井誠巳君） 生涯学習課吉田課長の説明をいただきました。

これより議案第15号に対して質疑及び意見等を行いたいと思います。

ご意見等賜りたいと思いますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） それでは、議案第15号に対する質疑、意見等をこれで閉めたいと思います。

それでは、採決に入ります。

議案第15号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（直井誠巳君） 確認しました。全員賛成でございます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第16号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）について説明を求めます。

担当の方から。

○社会福祉課長（間根山知己君） それでは、20年度の一般会計補正予算の社会福祉課分の補正予算について説明いたします。

まず、歳出の方から説明いたします。

議案第16号の17ページ、こちらを開いていただきたいと思います。

民生費の中の5目身体障害者福祉費の中の1節の報酬、18万円の減額補正となります。障害者基本計画策定委員の報酬で18万円の減額補正をお願いします。こちらは、今年度は障害者基本計画の見直し時期でございましたが、国、県の方針が軽微なものとなったために委員会を開催する必要性がなくなったということで、減額をお願いするものでございます。

その次に、11の需用費、印刷製本費の30万円の減額補正をお願いするものです。こちらは、自立支援法のパンフレットを作成する予定でございましたが、ことしの4月に自立支援法の制度の見直しが見送られているために、今年度の作成を見送ったことによりまして減額するものでございます。

それから、その下の13の委託料、これは全体で401万1,000円の減額補正でございます。これの内訳につきましては、障害者基本計画及び障害保健福祉計画策定業務委託料の350万円の減額、こちらの方は、報酬でも説明したとおり、国、県の見直し方針が実績値及び実績に応じた目的値のみを変更する軽微な内容となりましたので、今回は職員で制作して委託しない方針に決定したことにより全額減額するものでございます。

その次の障害者自立支援システム管理委託料18万9,000円なのですが、こちらにおいては、需用費でも説明しましたとおり4月から自立支援のサービス体系見直しがあるために、そのプログラム変更に係る委託料を計上したものでございます。この件につきましては、県の方から20年度の補正で対応してほしいという連絡がございまして、今回補正をお願いするものでございます。

その下の地域活動支援センター事業委託料70万円の減額は、地域活動支援センターの運営費で、今回、構成市の支出項目を19の負担金として取り扱いすることに統一したことにより減額するものでございます。

その下の19の負補交なのですが、地域活動支援センターの運営費の負担金の70万円は、今説明しましたとおり、支出項目を委託料から負担金にかえたことにより補正をお願いするものでございます。

ページかわりまして、18ページの20の扶助費になります。全体で1,795万1,000円の補正をお願いするものでございます。個々の内容につきましては、在宅心身障害児童福祉手当4万8,000円の補正、それから重度障害者通院通所交通費助成、これは利用数が少なかったことによって209万1,000円の減額をお願いするものでございます。

それから、身体障害者日常生活用具給付事業、こちらも同様に、利用者が少なかったということで444万円の減額をお願いするものでございます。

それから、身体障害者補装具給付事業、こちらは、車いす、それから補聴器等の購入、それから修繕が多かったことにより313万5,000円の補正をお願いするものでございます。

それから、身体障害者・精神障害者手帳申請診断書料補助事業ということで45万9,000円の減額でございます。

それから、自立支援・更生医療給付事業ですが、こちらの方は、給付されている方が週3回病院を利用している人工透析者の利用で、月額で38万円ほどかかってしまう高額な医療費があるために、325万5,000円ということで補正をお願いするものでございます。

それから、特別障害者手当、こちらは、計画申請者より少なかったということで99万円の減額補正になります。

それから、障害児福祉手当、こちらは、逆に申請者数が多かったということで14万4,000円の補正をお願いするものでございます。

それから、経過的福祉手当、こちらは今年度は該当者がございませんでしたので、17万3,000円の減額をお願いするものでございます。

それから、地域生活支援事業ということで、利用者が少なかったことにより314万円の減額補正をお願いするものでございます。

それから、支援費・自立支援給付ということで2,370万円、こちらは、7月の自立支援の一部改正によりまして自立支援利用者の負担上限額が安くなったために、差額に対する逆に支出負担がふえたために補正をお願いするものでございます。

それから、通所サービス利用促進事業ということで、昨年より2事業所ふえましたので、

また利用者もふえたということで、25万円の補正をお願いするものでございます。

それから、難病患者福祉手当ということで、これ認定されている方の申請者、こちらが少なかったということで128万8,000円の減額をお願いするものでございます。

以上が、支出になります。

続いて、歳入の方ですが、議案第16号の11ページ、こちらをあけていただきたいと思います。

14の国庫支出金の中の国庫負担金で、1の民生費国庫負担金の社会福祉費負担金ということで1,186万円の補正をお願いするものでございます。

項目別におきましては、身体障害者補装具給付事業負担金で225万1,000円、それから特別障害者手当等給付費国庫負担金で101万3,000円の減額でございます。それから、障害者自立支援給付負担金で1,063万円の補正をお願いするものでございます。こちらは、支出の扶助費で説明したとおりに、国庫負担分の給付額に応じて修正するものでございます。

それから、同じく国庫支出金の国庫補助金、その下になります。民生費国庫補助金の中の1目で社会福祉費補助金、障害者地域生活支援事業費補助金で389万9,000円の減額をお願いするものでございます。こちら、支出の扶助費で説明いたしましたとおりに、国庫負担分の減額に応じて修正するものでございます。

それから、次の12ページになります。

15款の県支出金の県負担金の中の1目で民生費県負担金、1節の社会福祉費負担金なんです、こちら555万円の補正をお願いするものでございます。

項目別におきましては、身体障害者補装具給付事業負担金で74万1,000円、障害者自立支援給付負担金で481万8,000円、支出の扶助費で説明したとおりに、給付費に応じた県負担分、こちらを修正するものでございます。

それから、その下の同じく県支出金の中の県補助金の民生費県補助金で、同じく1節の社会福祉費補助金ということで164万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

項目別で、障害者地域生活支援事業費補助金で194万7,000円の減額、障害者自立支援臨時特例交付金特別対策事業費補助金で30万1,000円の補正をお願いするものでございます。こちら、支出の扶助費で説明したとおりに、給付費に応じた県負担分を修正するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（直井誠巳君） 次に国保年金課長、お願いします。

○国保年金課長（野本英夫君） それでは、国保年金課所管分の説明をいたします。

議案第16号の17ページ、歳出の方からお願いいたします。

3款の民生費、1項社会福祉費の1目社会福祉総務費、28節の繰出金でございます。3,064万8,000円の減額でございます。これは国民健康保険特別会計繰出金ということで、国保会計の方で前年度の繰出金を財源として入れたための減額でございます。

次に、民生費、社会福祉費の9目、次のページですね。9目の老人医療給付費でございます。こちらが169万9,000円の減額でございます。これは後期高齢者医療特別会計繰出金の減額でございます。後期高齢者医療特別会計の方が減額になったために繰出金の方も減額になったということでございます。

次に、歳入でございます。

議案第16号の11ページをお願いします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の民生費国庫負担金、その中の4節の国民健康保険事業負担金で96万1,000円の減額でございます。これは保険基盤安定負担金の減額でございます。

続きまして、次のページの15款県支出金、1項県負担金、1目の民生費県負担金、その中の4節国民健康保険事業費負担金1,030万3,000円の減額でございます。こちらも保険基盤安定負担金の県分の減額でございます。

次のページ、議案第16号の13ページをお願いします。

18款の繰入金、1項特別会計繰入金、1目で老人保健特別会計繰入金、こちらの補正額が152万5,000円でございます。これは前年度繰越分を一般会計に繰り入れる繰入金の増額になっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（直井誠巳君） 国保年金課の説明が終わりました。

健康増進課の方、お願いします。

○健康増進課長（吉田邦恵君） 健康増進課所管部分をご説明いたします。よろしくお願いいたします。

まず、最初に歳出の方からお願いします。

議案第16号 - 19でございますが、4款衛生費、1項保健衛生費、4目予防費、13節でございますが、これにつきましては委託料の500万円減額補正するものでございますが、茨城県の総合健診協会に集団健診等委託している委託料でございまして、健康診断の受診者が当初の見込みを下回ったことによりまして、500万円の減額を補正するものでございます。

続きまして、歳入の方に移らせていただきます。

歳入につきましては、議案第16号 - 11でございます。

12款分担金及び負担金で、2項負担金、2目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金55万4,000円の減額でございますが、これにつきましても、やはり健康診断の受診者数が当初の見込みを下回ったことにより、健診自己負担金55万4,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金でございますが、これにつきましては61万9,000円の減額でございます。これとあわせまして、議案第16号 - 12でございますが、15款県支出金、1項県負担金、2目衛生費県負担金、1節保健衛生費負担金61万9,000円も、あわせて減額となるものでございます。合わせまして123万8,000円の減額補正になります。これにつきましては、老人保健法が廃止されたことに伴うものでございます。

続きまして、15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金123万8,000円の増額でございますが、これにつきましては、健康増進法及び茨城県健康増進事業補助金交付要綱の制度変更によりまして、先ほどご説明しました国庫負担金並びに県支出金が補助金制度に改められたことによりまして、123万8,000円の増額補正となるものでございます。

以上でございます。

○委員長（直井誠巳君） 健康増進課の説明が終わりました。

学校教育課、お願いします。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） それでは、学校教育課からご説明させていただきます。

議案第16号の25ページをお開きいただきたいと思います。

一番上の9款教育費、2項小学校費、2目の教育振興費、20節の扶助費でございます。155万4,000円の減額でございます。要保護・準要保護児童就学援助費でございます。

その下の3項中学校費、2目の教育振興費、20節の扶助費194万7,000円の減額でございます。これも同じく要保護・準要保護児童就学援助費でございます。当初予算では、平成19年度の認定者数に、みらい平地区、丘陵部の人口増を見込んで計上しておりましたが、認定数が少なかったための減額でございます。また、経済状況の変化によりまして、辞退者が多かったための減額補正でございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（直井誠巳君） 学校教育課の説明が終わりました。

生涯学習課、お願いします。

○生涯学習課長（吉田弘之君） 生涯学習課関係は、3点の補正をお願いしています。

まず、1点はコミュニティセンター関係でございます。

歳入の方から説明させていただきます。

議案第16号の11ページをごらんください。

14款の国庫支出金、2項の国庫補助金、4目の土木費国庫補助金でございます。その2節都市計画費補助金400万円の減額でございます。内容は、まちづくり交付金、集会施設整備事業となっております。こちらは板橋コミュニティセンター整備事業に係るまちづくり交付金の額が確定したものによる400万円の減額でございます。当初、国庫補助金、まちづくり交付金は、予算時では4,380万円を予定しておりました。先ごろ確定しまして、3,980万円と交付決定がされました。それによります400万円の減額でございます。

続きまして、次のページ、議案第16号の13ページ、18款繰入金、2項基金繰入金のふるさと創生基金繰入金でございます。11万7,000円の減額でございます。こちらも板橋コミセンに係る繰入金なんですけれども、板橋コミセンの方の財源が、まちづくり交付金、合併特例債、ふるさと創生基金、その残りに一般財源を充てるという財源内訳となっておりまして、そのいろいろ入札差金等を調整しまして、合併特例債、ふるさと創生基金を調整した結果の額でございます。確定額ということで11万7,000円の減額、当初予算額が1,487万5,000円を予定しておりました。調整後の数字1,475万8,000円ということで、11万7,000円の減額ということでございます。

同じく、次の議案第16号の14ページでございます。

合併特例債ということで、一番下に板橋コミュニティセンター整備事業債という形で130万円の減額でございます。こちらも、合併特例債、当初1億3,540万円を見越しておりました。それが、いろいろ国庫補助金、基金等の調整によりまして、特例債の額が1億3,410万円ということで確定しました。それによりまして130万円を減額するものでございます。

続きまして、支出の方でございます。

議案第16号の25ページをごらんください。

教育費の社会教育費、図書館費の4節共済費39万円の減額でございます。下の賃金も160万7,000円の減額をさせていただきます。これは司書職員が、育児休業、当初2年を予定しておりましたが、途中で職場に復帰したということで、1年間臨時職員を雇う計画でございましたが、11カ月分が予定よりも余ってしまったという形で、途中から不用になっ

たという形でございます。それで、共済費、社会保険料と臨時職員の賃金をあわせて減額するものでございます。

それと、次のコミュニティセンター費でございます。13の委託料でございますが、こちらは入札差金によるものという形で、まず工事監理委託料でございます。当初の予算が441万円を予定しておりましたが、契約額378万円という形で、入札によりまして63万円の差金が出たというものでございます。

その下でございます工事請負費478万7,000円の減額でございます。同じように、一般競争入札によりまして、当初予定しておりました1億8,202万7,000円が1億7,724万円で契約ができたということで、入札による差金478万7,000円を減額するものでございます。

次に、議案第16号の26ページ、教育費、保健体育費の社会体育費でございます。62万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは全国大会出場助成金ということでございます。これにつきましては、3件が関東大会及び全国大会に出場したということでございます。

まず、1点目ですけれども、小張のミニバスケットボールスポーツ少年団、こちらが昨年の7月に関東ブロックスポーツ少年団という形で宇都宮の方に2泊3日で関東大会に出場されたと、その2分の1を助成するものでございます。それが約15万円でございます。

2点目でございますが、社会人のバスケットボールチーム、サブリナフェアというチームがでございます。こちらが全国青年大会というところで全国大会、東京体育館で行われましたけれども、全国3位に入賞するという優秀な成績をおさめたものでございます。こちらは主にユニホーム代等でございますして、12万7,000円を助成するものでございます。

続いて、全国選抜ゲートボール大会、こちらは北海道の北見市で昨年の6月に開催された大会でございますが、体育協会に所属しておりますゲートボール部、伊奈ななすみチームというところが北海道に全国大会という形で出場された、その交通費、宿泊費等の助成でございます。34万円を助成するものでございます。ともに、実費の2分の1を助成するという市の補助金交付要綱にのっとりまして算出した額でございます。それが62万1,000円でございます。

以上、生涯学習課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（直井誠巳君） それぞれの課の担当の方から説明をいただいたわけですが、この議案第16号に対して質疑及び意見を行います。

川上委員。

○委員（川上文子君） 三つあるんですが、16号 - 18、17かな、身体障害者福祉費の障害基本計画委託料の減額がされていて、さっき説明で、改定の内容がわずかだったので職員の手づくりでやったということですね。自立支援法自身には大変いろいろな批判があって、受益者負担というところを戻してほしいという強い世論も起こっていたりするんですが、その微量な部分での計画の策定し直しをやっただけで、今後についてどんなふうになっているのかということが一つ。

それから、もう一つ、これは18の方の社会福祉費の方の難病患者の福祉手当128万円の減額なんですけれども、これは多分、難病の見舞金制度の実施ですよ。難病の患者さんたちの把握がされていれば、そんなに誤差が出ないんじゃないかと思うんだけど、本人の申し出とか、そういうところでの申し出がなくて対象が狭まったとか、そういう事情が起こっていないのか。要するに、しかるべき対象者に全部当たった結果での減額にしては、

ちょっと額が大きいので、そこら辺のところ。

もう一つ、16号 - 25のところ、教育振興費の中の要保護・準要保護、小学校も中学校も減額で、さっき説明では認定者数の減、または辞退者があったと。私、このところ大変気になっていて、生活保護世帯はふえているのに、昨年からかな、要保護・準要保護の対象者が狭まっているんですね。抑制がされていないのかというところが大変気になっていて、辞退者も含めてなんですけれども、実態的には生活困窮家庭がふえている、生活保護世帯も実際にはふえているんですね、今。所得階層もずっと下回ってきているのに、この部分だけが減っているというのは、十分な対応がされていないんじゃないかというふうになっているので、その三つについて聞きたいと思います。お願いします。

○委員長（直井誠巳君） では、学校教育課の方から。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） 川上委員から、生活保護世帯数がふえているのに準要保護世帯が少ないというご質問ですが、その生活保護世帯の中に児童生徒数の世帯がある、結局、生活保護世帯というのは、認定する場合は、車があってはだめな世帯ですね。あと住宅ローン等を抱えていては無理な世帯がそうだと思うんですね。実際的に生活保護世帯が多いから準要保護世帯が同じく伸びるのが妥当かというのは、ちょっと疑問に思うんですが。準要保護世帯というのは生活保護世帯の所得の1.3倍以内でやっております。ですから、転入転出もございますし、それと結婚等によって経済状況もよくなって辞退された方もいらっしゃると思いますので、その辺も加味するのかなと思っております。

○委員長（直井誠巳君） 社会福祉課、お願いします。

○社会福祉課長（間根山知己君） それでは、障害基本計画及び障害保健福祉計画の策定の業務委託料、こちらの350万円の減額関係なんです、こちらは国と県の、要するに20年度が見直し時期ということで、国と県の方針が実績値、要するに今までの、当初作成したのは18年ということで、18年のときは目的値だったんですが、それが20年で、18年に作成して5年間という形なものですから、それを18年、19年というのが実績値に変わったわけです。そういうものの見直しだけをなさいということで、基本的な中身については変わらなかったわけなんです。ですから、その部分だけを変えたということで、職員の手づくりという形になりました。あと、今後3年間22年まで計画はそのままと、そういうことです。

それから、難病福祉手当の関係なんです、こちらは現在認定されている方が201名、手当の申請者数が89名ということで、こちらは本人からの任意の申請ということで、広報等で何回か流しております。直接申請しなさいよという形はしてはいないんですが、あとは保健所等でも申請時にこういう手当がありますというのは話はしてございますので、その中で申請してきた方が89名ということで、現在でも何名かの方は時々申請してくる方もありますが、現在のところ89名と。

ただ、これにおきましては、申請時の年間の残った月数の月1,000円ということで計算をしておりますので、89名の方丸々1年という形ではございません。ですから、当初の予算額に対して、128万8,000円と倍以上の額が余ったということになります。

以上です。

○委員長（直井誠巳君） 川上委員。

○委員（川上文子君） 実際には難病患者の指定ということで認定をする、把握をしているわけですから、広報で伝えている、でも見なかった、申請をしなかった、だからしょう

がないじゃないかという話になっているということでしょう。それは、こういう制度ができたんだからと促す行為ができないんだろうかと思うんですが、そういうふうに対応して、少なくとも201名の対象の方々にはその制度を実施するというのが大事なんじゃないかと思うんですけども、再度。

それから、もう一つ、要保護・準要保護の問題、2月の国会の中でも私たちの共産党の議員が、全国的に対象者の縮小だとか支給額の引き下げがあるんですよ。実態を明らかにしなさいということで、文科省に聞いたんですけども、全国把握だから2005年水準で全国で105あったと、対象が狭まったり、給付額が狭まったりしたところが。実態的には貧困家庭は拡大しているわけですよ。生活保護がふえたからそのままイコールふえるということはどうかという話があったけど、要するに全体に収入が減っていれば、さっき言ったような生活保護に準ずる家庭も当然ふえている。なのに減っているというのはおかしいではないかと。

原因になっているのが、一般財源化しましたよね。そのことで、要するに、一般財源化だとこのお金はこのお金なんだというふうにイコールにいかないという部分があって、地方自治体の方が歳出抑制をしていないだろうかと。実際にその指摘の中では、地方財政措置している金額と、市町村が出している就学援助額というのに差が出ているんですよ。開きが、07年でも632億円、国が一般財源化として地方自治体に出した準要保護の金額、ところが市町村が632億円分減らしている、実際支給額が減っているという現実があって、再度調査しなさいと。当然、それは制度として守らせるようにしなさいということと言ったんですけども、実態が、1.3倍が妥当かどうかという問題はあるにしても、1.3倍だと仮定して、1.3倍の収入しかない世帯がくまなくフォローされているんだったらもちろん問題ないと思うけれども、対象になるべきところが何となく受けづらい状況をつくるとかという形で、辞退もせざるを得ないようなことを起こしては決していけないので、客観的な事実からすれば、残念ながらそういう世帯がふえているのは現実だから、そういう施策が求められているのも現実なのに、実態は減っているというのは、つくばみらい市で言えば、一般財政措置されている同等分が実際に執行されているのかということも含めて、対応を考えてほしいと思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長（直井誠巳君） 間根山課長。

○社会福祉課長（間根山知己君） 先ほどの件なんですけど、保健所では毎年更新になっているんですね。ですから、保健所の方で、更新に来た方に、手続お済みですかというようなことはしております。こちらでできないというのは、データが全部保健所でしておりますので、何名いますよというのはわかるんですが、それに対するデータがないものですから、あと保健所の方でも、個人データ、要するに個人情報保護の関係からそれは出さないということがございますので、ですから周知は保健所と。それから、これからも広報で何回か呼びかけはいたしますけど、そういうことで進まない、要するに申請者数がそこま

と。
あとは、いろいろな方がいらっしゃいまして、表に出すのが嫌だという形で、要らないという方も中にはいらっしゃるみたいです。

以上です。

○委員長（直井誠巳君） 学校教育課、瀬崎課長。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） この補助ですが、平成17年か18年から交付税措置という

ことに変わったと思うんですね。それで、一応申請書をいただきまして、基準に満たしているものに対しては、おおむね認定という方向でやっております。十分な対応はしておると思います。

以上でございます。

- 委員（川上文子君） よろしくをお願いします。
- 委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

横張委員。

○委員（横張光男君） 二つほど、大したことではないんですが、議案第16号の25ですか、先ほど説明が私聞きはぐったか、説明が省略されたか知りませんが、心配するのは、幼稚園費の給料が1,670万円ほど減額してございますね。職員手当、共済費入れて総額で約3,000万円という大きな減額がされていますけれども、幼稚園ですので、支障がなかったのか否か。どのようにこの減額の理由があるのか、それを一つまずお伺いしたい。

それと、もう一つ、その下のコミュニティセンター、工事差金によって、工事請負契約が478万7,000円ほど減額されていますよね。これはわかるんですけども、その上の63万円の委託料、これについては契約をどのようにされているのか。工事請負金額の何%とやっているのか。

というのは、なぜこれをお伺いしますかということになると、工事請負金額が入札によって下回っても、監理ですから、これは設計じゃないですから、そうすると工期は変わらないであろうと。これはあくまでも監理は人件費ですから。ちょっとそのところが、工期が短くなったのか、それとも契約の仕方が当初請負金額の何%でやっているのか、その辺からちょっとお伺いしたいと思います。

- 委員長（直井誠巳君） 学校教育課の方から。
- 学校教育課長（瀬崎和弘君） これ、本来は人事課所管なんですが、すみれ幼稚園の職員が5月いっぱい1人退職、それと育児休業の職員が2人出まして、その分が減額補正となっております。

以上でございます。

○委員（横張光男君） 3人か4人分の減額かなと思ったんですが、丸々1年ですか、わかりました。

○委員長（直井誠巳君） では、生涯学習課から。

○生涯学習課長（吉田弘之君） 工事監理の方の委託料、あくまで当初予定では設計額に対して、ここで結果でございますが、工事監理費は2.4%になっておりました。工期は特に、契約したのが6月ですから、6月から2月の末ということで、工期とか設計の変更等はございませんでした。あくまでこれは、数社の指名競争入札によりまして、結果的に当初予算額だったものが63万円減額になって入札されたということで、設計の内容と監理の日数等には変更はございません。

○委員長（直井誠巳君） 横張委員。

○委員（横張光男君） 当然この委託料の中には、前年度でもあると思いますけれども、工事監理委託料、設計委託料、両方あるわけですよね。それはわかっているんですが、この契約の仕方は設計金額の何%で契約をしているのか、その辺のところちょっともう少しつけ加えてもらいたいと思います。

○委員長（直井誠巳君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田弘之君） 設計金額の何％ではなくて、これは年間何日分監理が必要かということと、諸経費がもろもろという形の試算でございまして、全体が１億8,000万円だから工事監理は幾らということではないです。見積もり、こちらで試算した額によりますと、それに対する監理が何人手間が必要かというのを試算しまして、それを１級施工監理士の日当で計算しております。

○委員長（直井誠巳君） 染谷委員。

○委員（染谷礼子君） ちょっと金額的なことじゃないんですけれども、健康増進課の方で、健診者の方が減ったということで話がありましたけれども、その要因というか、その辺、ふやさなければいけないのかなと思うんですけれども、何か考えられることはございますか。

○委員長（直井誠巳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（吉田邦恵君） いろいろな諸問題があると思うんですけれども、まず制度改正前までは、国保加入者でも社会保険の加入者でもだれでも健診が受けられたと。それが、社会保険の加入者は、事業者が責任を持って健康診断というか、健康診査を行わなければならないという制度の改正がありましたので、実は市内には9,000何がしかの国保加入者が40歳から74歳までおりまして、大体その25から26％の方が健康診査を受診しているということでございまして、社会保険加入者の方の受診が今まで大きくウエートを占めていたものが、制度改正によって、事業者が健康診断をしなければならないという制度の改正に伴って、社会保険加入者が離れていったんじゃないかという一つのあれがありますけれども。

○委員長（直井誠巳君） 染谷委員。

○委員（染谷礼子君） その辺がまた大きな今後課題になるかと思いますので、促進の方よろしく願いいたします。

○健康増進課長（吉田邦恵君） その辺は、次年度に向けて重々配慮してまいります。よろしく願います。

○委員長（直井誠巳君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） いろいろな意見活発に出ましたが、ないようでございますので、この議案第16号に対する質疑、意見を終わりにしたいと思います。

続きまして、議案第12号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

暫時５分休憩します。入れ代わりありますので。

午後２時５０分休憩

午後２時５５分開議

○委員長（直井誠巳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど休憩前に議案第12号についてちょっと述べてしまったんですが、改めて仕切り直しをして、議案第12号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第12号についての説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（野本英夫君） それでは、議案第12号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

議案第12号の1ページをお願いします。

提案理由でございますけれども、児童福祉法の一部改正に伴いまして、新たに設けられる小規模住居型児童養育事業の対象となる扶養義務者のいない児童について、国民健康保険の被保険者の適用除外とするため、つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

この小規模住居型児童養育事業というのは、要保護児童の委託先として、養育者の住居で要保護児童を養育する事業ということで、児童福祉法の改正で新しい事業が入ってきたということでございます。それで、この施設に入居している児童で、扶養義務者がいない場合については、国保の被保険者の適用を除外するというふうな内容でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（直井誠巳君） 説明をいただきました。

これより議案第12号に対する質疑及び意見を行います。

川上委員。

○委員（川上文子君） 今の説明がわからなかった。小規模住居型児童養育事業というのは、要保護の扶養義務者のいない子供を家庭で見るというふうに言いましたね、今。里親という意味なのですか。どういう意味か、ちょっとわからない。

○委員長（直井誠巳君） 国保年金課長。

○国保年金課長（野本英夫君） 里親とはまた別に、新しくファミリーホームと言うらしいんですけども、小規模住居型児童養育事業ということで、新たな事業をことしの4月1日から認められたということで、県に申請して事業をするというふうなことでございます。里親みたいな、そこまでのあれじゃなくて、委託を受けてそこで養育するというふうなことの内容なんですけれども。

○委員長（直井誠巳君） 川上委員。

○委員（川上文子君） 扶養義務者のいないというのは、その施設の中ではもちろん養育者はいるんですけども、本人の例えば親がいないという設定の対象のことなんですか。

○委員長（直井誠巳君） 国保年金課長。

○国保年金課長（野本英夫君） そのとおりです。普通に民法で言う扶養義務者ということで、血族、親とか兄弟がいないということで、そういう人の場合は今までも国保の被保険者としていませんので、これも同じように扶養義務者がいない場合には国保の被保険者としなないということです。ですから、扶養義務者がいない場合は、県の方で全額、たしか助成券か何かを使って公費で負担していると思うんですけども、もし扶養義務者がいてこういう施設に預けた場合には、2割とか3割個人で負担しますので、その個人負担分について、県の方が助成券で個人負担分を負担するというふうなことになっています。

○委員長（直井誠巳君） そういうことだそうです。

ほかにございませんか。

染谷委員。

○委員（染谷礼子君） 同じことで、対照表の12号の中に書いてある、里親、それから小規模住居型児童養育事業、それから児童福祉施設に入所している者の扱いが同じということですね。

- 委員長（直井誠巳君） 国保年金課長。
- 国保年金課長（野本英夫君） この児童福祉施設、いろいろあるようなんです。その中でも、里親というものと児童福祉施設というのが別にあると思うんですけども、そこに新しく小規模住居型児童養育事業というのがことしの4月1日から入ってきたと。
- 委員（染谷礼子君） 里親も児童福祉施設もわかるんですけども、その事業というのは、建物というか、場所というのはどこになるんですか。
- 委員長（直井誠巳君） 国保年金課長。
- 国保年金課長（野本英夫君） その養育する者の居所というか、自宅でも大丈夫だと思います。五、六人を限度に養育するというふうなことでございます。これは県に申請して事業を始めるということで、児童福祉法で新たにできた事業ということですね。
- 委員長（直井誠巳君） 染谷委員。
- 委員（染谷礼子君） 民間でも該当するんですか。
- 国保年金課長（野本英夫君） 個人で。いろいろ細かい条件はあるようですけども、個人が申請して、こういう事業をできるということです。
- 委員長（直井誠巳君） 秋田委員。
- 委員（秋田政夫君） こういった事業ができた社会的な背景というのは、何なんでしょうね。例えば保育なんかも、こういう形で民間で預かるんですけども、そういう時代になってきたんですけども、保育とまたこれ違うので、そういった背景というのは、なぜこういうのができたかという社会的な背景というか、それをお聞きしたいんですが。
- 委員長（直井誠巳君） 国保年金課長。
- 国保年金課長（野本英夫君） この事業ができたので、そこに入る児童を被保険者にするかどうかということで国保年金課では対象にしているということでございまして、なかなか児童福祉法の関係まではちょっとまだ把握していなかったんですけども。
- 委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（直井誠巳君） ないようでございます。
では、議案第12号に対する質疑及び意見をこれで終了いたします。
それでは、採決をしたいと思います。
議案第12号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕
- 委員長（直井誠巳君） 全員賛成です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第13号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。
この議案第13号についての説明を求めます。
野本課長。
- 国保年金課長（野本英夫君） 議案第13号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。
議案第13号の1ページをお願いします。
まず、改正の理由でございますけれども、国民健康保険におきましては、高齢化の進展に伴う医療費の著しい増加に加えまして、経済状況の悪化に伴う被保険者の負担能力の低

下や無職者等低所得者の増加によりまして保険税収納が厳しい状況にあり、大変深刻な状況に至っているということでございます。

それで、当市の国民健康保険財政におきましても、平成19年度に国民健康保険税率の改正をさせていただいておりますけれども、年々増加する医療費等の影響によりまして国保財政は急迫状態が続いております。毎年、一般会計から多額の繰り入れをして、国民健康保険の運営を維持している状況でございます。

このような中で、保険者として、収納率向上対策につきましては強力に進めてはおりますけれども、そういうことで懸命に努力しているわけですが、財源の不足というふうなことで大変深刻になってきております。そういうことから、国民健康保険税率及び限度額を平成21年4月1日から改正するものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。

まず、限度額でございますけれども、基礎課税額、医療給付費分でございます。これが改正前は45万円でしたが、改正後は47万円、現在の地方税法の限度額が47万円でございます。

それから、後期高齢者支援金等課税額、これが改正前は11万円、改正後が12万円ということで、これも現在の限度額が12万円でございますので、それに合わせるという内容でございます。

それから、税率でございますけれども、まず医療分でございます。医療分の所得割額につきましては、改正前が7.2%、改正後は7.4%ということで0.2%の増、資産割額ですが、改正前は28%ですが、改正後は22.4%ということで5.6%の減。

次に、均等割額、これは1人当たりでございますけれども、改正前が1万4,400円、これが1万8,400円ということで4,000円の増です。

次に、平等割額、これは1世帯当たりになりますけれども、特定世帯以外につきましては1万8,400円だったものが1万9,200円、800円の増でございます。次に、特定世帯につきましては、9,200円だったものが9,600円、400円の増でございます。

それから、支援金につきましては、所得割はそのままでございます。資産割額、これが改正前が7%であったものが5.6%で、1.4%の減でございます。

均等割額が、改正前が3,600円、これを改正後4,600円ということで、1,000円の増でございます。

次に、平等割額、特定世帯以外でございますが、4,600円が改正後は4,800円で、200円の増でございます。特定世帯におきましては、改正前が2,300円が、改正後2,400円ということで、100円の増でございます。

次に、介護納付金分でございます。所得割額が、1%であったものが改正後は1.2%、0.2%の増でございます。

資産割額でございます。改正前が5%、改正後は0%ということで、5%の減でございます。

均等割額、これが7,000円であったものが、改正後は8,000円、1,000円の増でございます。

平等割額、特定世帯以外でございますけれども、5,000円であったものが改正後は6,000円ということで、1,000円の増でございます。

あとは、6割の減額と4割の減額の金額の改正になっております。

以上が、改正内容でございます。

それで、今回、資産割額が減額になっております。近年、資産割額につきましては、周りの市町村でも減額する方向で検討しているということで、あと資産割を全くなくした市町村もあるということで、当市におきましても、少しずつできれば資産割については減らしていきたいということで、ことし少し減額させていただきました。

以上、改正の内容でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（直井誠巳君） 野本課長より説明をいただきました。

これより議案第13号について質疑及び意見をちょうだいしたいと思います。

川上委員。

○委員（川上文子君） 財政担当者が悪いわけではないのかもしれないけれども、今回、介護保険も引き上げ、国保税も引き上げということで、本当に国保税はとても払えないという実態が片側にあるわけですね。だから、値上げをすればまた滞納がふえるという悪循環しか起きないというのが現実だと思うんですね。ただし、今の国の負担割合からすれば、市町村もお手上げ状態というのも現実だと思うんですね。

ただ、だからといって、引き上げていいかという私は決してそう思えない。方策とすれば、一般会計の繰り入れ、ないしは税の賦課をどう低所得者の負担を軽減させる努力をするのか、あと独自の減免を別建てに制度として設けるかどうかというところが問われるんだと思うんですけど、今回、資産割部分が全体からいくと、介護も入れれば今まで4割、40%だった、それが28%になると。これはもともと資産それ自身から収入を生み出さないから、資産割なくしている市町村も近隣でもあるわけだから、減らしていくというのも一つの選択肢かもしれないんだけど、これは国の指示でもあって、応益割合をふやさない、5割、5割にしないという指示があるからこういう結果になったと思うんだけど、均等割、平等割の増額というのは、これは本当にもろに低所得者に負担がかかってくるわけで、今回の引き上げを見ると、近隣の市町村との対比を見てもかなり高い部分になっていくというのが現実で、私は、この選択をせざるを得ないのかというと、とても納得できないんですけれども、さっき補正の中で国保の繰り入れの戻しというか、3,000万円減額をしていますよね。平成20年度の医療費波及分の繰入額というのは、再度確認しますと、最終的に幾らになりますか。

○委員長（直井誠巳君） 野本課長。

○国保年金課長（野本英夫君） はっきりは……。

○委員長（直井誠巳君） それでは、議案も五つほど残っているんですよ。ここで10分ほど暫時休憩、その間に調べてもらってということでお願いします。3時半ということで、この時計で。その間、執行部、悪いんだけど調べておいてくれる。まだ議案たくさんあるものでちょっと時間かかっちゃうから。

午後3時18分休憩

午後3時34分開議

○委員長（直井誠巳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま議案第13号について審議をしているわけですが、川上委員の質疑に対しまして、答弁を国保年金課長野本さんの方からお願いいたします。

○国保年金課長（野本英夫君） ただいまの質問の医療費波及増分の繰入額ということで

ございますけれども、医療費波及増分につきましては9,291万4,000円になります。

○委員長（直井誠巳君） 川上委員。

○委員（川上文子君） 20年度は9,291万4,000円が一般会計から国保に対しての保険税の負担をなるべく軽減させようということに入れてある金額ということなんですけれども、合併する前の16年、17年、伊奈町では1億5,000万円ぐらい医療波及分、16年も17年も入れているんですね。谷和原の方は16年が7,700万円、17年は少なくても642万円ぐらいなんだけれども、合併直後の18年でも3億4,500万円医療費波及分だけで入れているんですよ。昨年19年度の税引き上げの時点が、当初の予測からいろいろ出し入れをして、結果として実質的に5,900万円しか入れてない。今回が、さっきの減額があって9,000万円ということで、もともと国保財政は本当に市町村の大きな負担ではあるけれども、実際にその負担をしなければ支えられない状態で、税金がどんどん上がっていけば、さっき言ったように結局滞納にしかならないということになっていくわけだから、19年、20年と一般会計の波及分減らして今回の値上げ提案ということなので、そこら辺については、一般会計、ことしの中では予算は21年度は1億9,000万円と出しているけれども、2年間の推移を考えれば、引き上げを抑えるというところでもう少しその努力の方向の検討ができなかったのか。

それから、申請減免について、昨年収入が激減した人に対する要綱ができたという点では前進なんだけれども、中身は取手の水準からすると若干下回る水準で、そういうところの低所得者に対する独自の努力も、税の見直しのときに同時にもう1回考えられなかったのか、そこら辺について答弁をお願いしたい。

○委員長（直井誠巳君） 野本課長。

○国保年金課長（野本英夫君） ただいまの件ですけれども、確かに一般会計からの波及増分が減ということになっておりますけれども、今年度も昨年の繰越金1億3,000万円以上を全部入れて医療費波及増分が少し当初予算より減ったということでございまして、その分は一般会計からのほとんどが繰入金であるというふうなことでございまして、波及増分としては減ってはおりますけれども、繰越金は全部予算に入れた結果が医療費波及増分の繰入金が減ったというふうな結果になっております。

それから、申請の減免の件でございまして、これにつきましては、いろいろ近隣市町村、常総市、坂東市等を参考にしまして当市でも要綱を策定したわけでございますけれども、県内で要綱を策定して減免しているというのは、まだ10市町村前後ぐらいかなと記憶しております。そういうことで、当市では、とにかく要綱をつくって、何とか所得の低い人を対象に減免していければということで立ち上げたわけでございますけれども、これからいろいろ研究して、また要綱を改正等をしていくということも考えられるというふうには思っております。

○委員長（直井誠巳君） 川上委員。

○委員（川上文子君） もう一つ、状況を聞きたいんですけれども、応益割合が33%になる、多分これは国のかなりの圧力がある中で。それで、6割、4割の軽減措置についても、応益割合を一定の割合以上に引き上げれば6割、4割を7割、5割に引き上げることができるとあるんだけど、反対に応益割合が35%未満の保険者に対しては、6割、4割じゃなくて、5割、3割に引き下げるという方向を国がとろうとしていて、まだそのことは当分の間見合わせると言っていると思うんですけど、この圧力というのはかなり具体的にかってきているんですか。そういうことが、今回の応益割合をふやすというのは低

所得者には本当に負担なので、そこを上げてほしくないと思うわけだけど、実際には上げてしまったという中で、どういう影響を与えているのかという状況を知りたいんですけれども、どうですか。

○委員長（直井誠巳君） 野本課長。

○国保年金課長（野本英夫君） 確かに、見積もりでは約33%という結果が出ておりますけれども、実際今までも大体30%から33%ぐらいで来ているかなと思っています。

それで、特に国、県からのそういう圧力というのはないんですけれども、職員が研修に行ったときに、50%、50%、5、5というのが標準、目標ですということでは話はありませんけれども、特別の圧力というのはいりません。

あとは、45%以上になると7割、5割、2割の減額ができるということで、応益割を上げて7割、5割、2割に持っていつている市町村もございます。それで減額幅を大きくして減額するという方法もあるということは聞いてはおります。ただ、応益割合が高くなるということもありますので、なかなかそこまでは持っていけない状況ではあります。

○委員（川上文子君） わかりました。

○委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

横張委員。

○委員（横張光男君） まず、概算で結構なんですけど、だれ一人として、こういう税金を上げることに対して賛成する人は、議員も、執行部も上げたくないのは、これはやまやまだと思うんですよ。しかし、医療費がどんどん高騰していく中で、どうしても賄えなくなれば、背に腹は変えられないわけですから、これは上げざるを得ないということで、大変苦労はしたと思うんですけれども、そこでお伺いしたいんですが、これだけの限度額を上げ、所得割を上げ、さらには資産割は下げて、この結果、20年度ベースでどのぐらいの税の増収につながるのか、おおむね。見ているのか、事務局としては。そこをまずお伺いしたいと思います。

○委員長（直井誠巳君） 野本課長。

○国保年金課長（野本英夫君） 医療費と支援金の合計の調定額で6,280万円ぐらいですね。調定額の差額ですね。20年度と21年度の予算見込額の差額が6,280万円ぐらい上がると、調定額で。あと介護の方が、調定額で介護分として約810万円ぐらい上がるというふうな見込みでございます。

○委員長（直井誠巳君） 横張委員。

○委員（横張光男君） 先ほどの川上委員と反対なんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、税を上げることに賛成する人はだれもいないわけです。しかし、そういうことからやむを得ないんじゃないかと思うんですけれども、だからといってその補てんを医療費波及分にどんどんと一般会計から……

〔「どんどんとは言ってない」と呼ぶ者あり〕

○委員（横張光男君） どんどんとじゃない、どんと医療費波及分へ一般会計から投入することについてはいかがなものかと、こう思うんですね。

というのは、なぜかというところ、ご承知のとおり、一般税の中には国保の人ばかりではないわけですよ。社会保険の人もあるし、いろいろな人がいるわけです。その点を、どの辺が限度額なのかということであれば、私は、基本的には医療費分には一般税からの投入というものは、私は、限るとすればそうだと思うんですよ。しかし、そういう面からやむ

を得ず6,000万円なり何千万円というものを投入している中で、一般税に余裕でもあるのであれば、これはまた考え方は別にしても、一般税だって、この前の私の一般質問でも合併特例債事業までも見直すという状況の中で、やはり私は国保税の中でやらざるを得ないのではないかなと思うんですが、担当課長として、その辺のところの一般税の投入についての考え方があれば、お伺いしたいと思います。

○委員長（直井誠巳君） 野本課長。

○国保年金課長（野本英夫君） 一般会計からの繰り入れでございますけれども、特別、財政との幾らというやりとりはございません。そういう中ではございますけれども、一般会計からの繰り入れを少しでも多くもらえれば、確かに運営はやりやすいんですけれども、国保としましては、やはり特別会計でございますので、できるだけ単独で運営していかなければならないということもございますので、できるだけ単独で運営できるようにしていきたいというふうには考えております。

○委員長（直井誠巳君） 横張委員。

○委員（横張光男君） そういう中で、やはりこれは上げざるを得ない。私も、これ好んで賛成はしたくないですよ。しかし、そういう責任、国保会計そのものを見たときに、やっぱり上げざるを得ないのではないだろうか。ただ、そういう中で、川上委員と若干共通するところは、低所得者に対しては、これはなかなか大変厳しいものになると思うんですよ。取れるところから取るんだということも、これはどうかなとは思いますが、その辺はこれからの国保財政で、滞納につながったのでは意味がないわけですから、絵にかいたもちになっちゃうわけですから、低所得者に対しての軽減というものはやっぱり考えていかざるを得ないのではないかと、こう思うんですが、私の考え方です。答弁は要りません。

○委員長（直井誠巳君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） なければ、この議案第13号に対する質疑及び意見は以上で終了をいたします。

それでは、これより採決に入ります。

議案第13号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（直井誠巳君） 賛成多数です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

この議案第14号について、介護福祉課長の方から説明を求めます。

○介護福祉課長（沖田照雄君） それでは、議案第14号の1ページをごらんください。

議案第14号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例であります。提案理由としましては、介護保険法に基づき、平成21年度から23年度までの第1号被保険者の保険料について定めるため、つくばみらい市介護保険条例の一部を改正するものであります。今回は第4期目になります。

改正する理由としましては、高齢者人口や要介護、要支援の増加、あるいはサービス量の増加などに伴いまして標準給付費が年々伸びているために、やむを得ず自然増があるた

めに引き上げるものです。

なお、今回は介護報酬の3%アップもありますので、引き上げざるを得ないわけでございます。

内容についてであります、本文第4条の比較につきまして、こちらの説明資料の新旧対照表の議案第14号資料 - 1、後ろから2枚目をごらんください。

新旧表の対照表で、左側が今回の改正で、21年から23年度までの4期分であります。右側が現行で、3期であります。それぞれ4条の第1号から6号までありますけれども、この1号から6号は、保険料の段階区分、1段階から6段階と理解してください。

それで、今回の改正で、この表でもわかりますとおり、1段階、2段階それぞれ「2万1,780円」が「2万2,800円」で、年間で1,020円上がりまして、3段階では1,530円、4段階で2,040円、5段階で2,550円、6段階で3,060円それぞれ上がります。

この積算した保険料の額は、前回の臨時議会で上程いたしました第2次補正分の介護報酬3%アップ分の2分の1を国が負担するということで、介護従事者処遇改善臨時特別交付金1,988万6,000円を充当して積算したものでございます。

今度は、きょう皆様にお配りしました、このA4判の一枚ペラのこの表で説明をします。この表の第4段階、網かけのところをごらんください。

第4段階で網かけの本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいる場合で、公的年金等収入等合計所得金額が80万円を超える場合ということで、基準額が掛ける1.0というところでありますけれども、3期が月額3,630円、4期が3,750円ということで、年額では1,440円でありますけれども、月額で120円今回上昇するわけでございます。

なお、4期の保険料につきましては、準備基金1億4,000万円を取り崩しまして充当しております。国が負担しなければ、今回交付金がなければ、4期の4段階の基準額は月額3,800円になります。国が負担することによりまして、50円減額されるわけでございます。

ちなみに、この表は、先ほどの議案書の附則の4項の各号1から7号までの分の表であります。4期保険料と、この附則の4項については同じものでございます。

ちなみに、近隣市の保険料の額を参考に読み上げます。

常総市が4期の保険料3,450円で3期が3,000円、450円上がっております。次に、取手市が3,552円今回改正で、3期が3,500円、52円の増です。つくば市が4,100円が4期の保険料、3期の保険料が3,880円、220円の増です。守谷市が4期の保険料4,375円、3期の保険料4,517円、142円これは逆に下がっております。つくばみらい市が、先ほど申しましたとおり4期が3,750円で、3期の保険料が3,630円ありますので、今回は120円引き上げられました。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（直井誠巳君） 介護福祉課長の説明が終わりました。

これより議案第14号に対する質疑及び意見を行います。

横張委員。

○委員（横張光男君） 今、ここで染谷委員と話してたんですが、課長、こっちの議案書の資料の1から7までの数字と、この参考資料の比較対照表、その1から6までの数字と、例えば議案書の方では2万2,500円でしょう、それがこっち側では1号が2万2,800円と、300円違うんだよね。どういうわけなんだっぺということです。

○委員長（直井誠巳君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（沖田照雄君） これ先ほど私もちゃんと説明はしているんですけれども、第4条の上段部分は本文なんです。それはあくまでも1カ月当たり3,800円で、国の交付金を入れない額で計算してあるわけです。それがこの表なんです。新旧対照表はこの本文の方なんです。それで、附則の方は、普通であれば3,800円なんですけれども、今回50円下がりましたので、3年間の平均ということで3,750円月額でいただきますということで、その分がこの附則の分なんです。ですから、4期で4万5,600円、本文の方は。それで4期の方が4万5,000円ということで600円違いますね。本文はそういうことで月当たり3,800円なんだけれども、今回皆様方からいただくものは、50円国が交付金として入れた額がこの附則の方だということであります。

○委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

川上委員。

○委員（川上文子君） 国の交付金が入らなければ170円、交付金が入って、3%の報酬引き上げ分の一定部分を半分を国が持ちましょうということで持ってくれた、その分のはね返り50円を引いて120円の引き上げ。国保もそうなんだけど、介護保険も、国保も今度は年金天引きになっていますけれども、介護保険もいや応なく引かれるということで、非常に痛みのものでありますよね。だから、月120円がわずかと言えはわずかかもしれないけれども、ここでも上がるのかというのも、非常にこのところいろいろ高齢者の方から聞くと、また上がった、途中で上がってないはずなのに上がったんじゃないかと実感するぐらい、上がることに大変敏感になっている。

この120円、合わせて170円の引き上げがせざるを得なかったのかということなんですけれども、3期の18年、19年、20年の中で、実際には当初の予測よりもサービス量がなかったということで、2期のときに雑駁に言うと1億円お金を残しながら3期に引き継いで、この3期の18年から3年間の中でさらに1億円分残ってということで、3期から4期に向かって2億円のお金を繰り越すわけですね、基金と繰越金と合わせると。そういう見込みを絶対してはならないというふうに今後の4期の中での予測の中では、そう見たときにサービスの見込みを見ると、それほど過大に見てはいないかと、かなり精査した形でサービス料を引き上げは、今までの経過を見ながら算定しているなという感じはするんだけれども、そういう意味で、その推移どおりいけば払っている側の納得になるのかなとは思っているんだけれども、しかし、わずか120円、全体からいくと3%ぐらいの引き上げぐらいですよ。3%ですよ。だから、1号被保険者の負担が4億円ぐらいだとすると、1,500万円ぐらいですよ。2億円の4期に引き継ぐお金のうちの約1億4,000万円ぐらいは3年間で使うつもりで立てたと、この金額を出したと言うんだけれども、1,500万円ぐらいのものの操作がもう少しできなかったのかということと、もう一つは……

〔「1,500万円……」と呼ぶ者あり〕

○委員（川上文子君） 3%の引き上げだと、1号の被保険者の負担分というのは大体21年度予算でいくと4億円ですよ。4億円の3%といたら1,200、1,300万円でしょう。そういう意味で言っているんだけれども。それで、どこから取るかといったら、もちろん保険料から取るしかないわけなんだけれども。ほかの市町村見ると、前にも古川議員も一般質問したと思っているんですが、段階をもっと広げて、高い所得の人からは1.5ではなくて1.7だとかという形での賦課をしていくことで、全体の低所得者の負担軽減につながる保険料の算定をすべきじゃないかと。そのことについては、検討するというふうに言っ

ていたと思うんですが、実際には弾力化の方向での検討だけであって、6段階そのままという形ですよね。

牛久市、土浦市、常総市、いずれも7段階、8段階という形で設定をして、200万円以上に区切らないで、500万円以上の収入の人のランクを1.8倍にするだとか、1.75倍にするだとかという形での設定をしていけば、かなりの低所得者の部分の軽減ができたはずだと思うの。120円とか170円という金額であれば、そういう形の変更で十分引き上げをしないで、低所得者の負担をふやさないでできたはずだと思うんですよ。そういう検討がなぜされなかったのかというふうに思うんですけれども、その点ではどうでしょうか。

○委員長（直井誠巳君） 課長。

○介護福祉課長（沖田照雄君） ただいまの質問は何点もにわたっていますけれども、どこから答えていいのか、私が書いた中からいけば、3期にこれだけ上げなくちゃならなかったのかということでありまして、まず委員が申しましたとおり、準備基金については1億4,400万円全額を今回充当したわけでございますね。交付金についても、国が交付金として交付されたものも全額投入するわけで、保険料が今回そういうことで3,750円になったわけでありまして。

ですけれども、委員ご承知のとおり、介護保険も国民健康保険も、歳出の方、私どもでは給付費、国保の方では療養給付費でありますけれども、その給付費がその会計のほぼ90%以上を占めているわけでございますね。ですから、そういう中で歳出の給付費を推計すれば、おのずと介護の場合には法定負担分も給付費の20%分を1号被保険者が負担することになりますから、この点については、これは自然増と今回のアップ分で保険料はこれでしょうがないのかなと、まずそれが1点であります。

それと、あとは段階を広げて低所得者をもっと優遇したらどうかということでございますよね。それで、先ほど私の説明の中でも、今回は弾力化を実際実施したわけですから、弾力化で実際に恩恵を受ける人につきましては、第4段階の方であります。普通であれば1.00ですけれども、それが0.88で、4段階では約3,000人の方が恩恵を受けております。その方を、弾力化を0.88にすれば、逆に今度はまた負担が多くなっちゃうということで、やはり国保と同じように社会保障制度でありますので、相互扶助の精神ということで、低所得者にもそれなりの少しは負担をしていただくということが原則ということで、これは国の通達からも言われておりますので、そういうことで、今回、第1段階、第2段階の方が月額で60円実際上がるわけでございますけれども、この辺は、私ども担当者としては妥当なんじゃないかということで、今回は算定したわけでございます。

そのほかに何点かありましたけれども、一応そのぐらいでよろしいでしょうか。

○委員長（直井誠巳君） 川上委員。

○委員（川上文子君） 第4段階の中で80万円未満の部分で0.88にしたというのは一つのやり方かもしれない、一つというか、国自身もそういう方向出しているからということでしょけれども、私が言っているのは、6段階のさらに上、7、8段階の話ですよ。実際には第1段階、第2段階も、第3段階、第4段階だって本人から言えば非課税の、そこが基準値なんだよね、非課税で。だけど家族に課税者がいるからというだけで、もともと税金かけていない、かけちゃならない所得の部分のところ、そこに介護保険は、そこを中心にして、そこを基準値にして賦課していること自身が、大変重いんですよ。60円上がる前の金額だって重いんですよ。もともと払えない人たちから、1、2、3段階、4段階取る

わけだから。その上の方からいけば、5段階、6段階で一番上の方といっても所得金額が200万円以上は全部一くくりになるわけですよ、1.5倍ということで。

ほかのところでやっているのは、400万円までは幾らだ、何割だと。それから400万円超えた人はさらに1.75倍もらいましょうとかという形で、その上限を所得の多い人にそれなりの負担をしてもらおう。それなりの負担をしたといっても、所得の多い人からすれば、それが2倍になろうとも、月の3,000円、4,000円の金額が2倍になろうとも、それほど大きな負担にならない人たちですよ。そういう部分に課すからこそ、牛久市でも、取手市でも、常総市でも、土浦市でも、これが今回引き上がったとしても、つくばみらい市の基準額からすれば安い金額で設定できているわけですよ。そういうことを考えるべきではなかったのか。国も、ランクについては市町村の判断にしますよと言っているわけだから、今だって何で引かれちゃうのと、ほんのわずかしかないうちから天引きされちゃうのよと泣いているわけですよ。そこに幾ら100円といえども上がることは大変なことなので、そのときに何で段階を広げてさっき言ったような措置が検討されなかったのか。

少なくとも一般質問の答弁の中では、検討しますというふうに答えたと思っているんですよ。ところが、この計画を見ると、よく見ると、弾力化の検討などということを書いてあるので、その範疇でしか判断しなかったのか、少なくともあの答弁はそういう答弁ではなかったはずなので、そこはどう検討したのかということを知っているんです。

○委員長（直井誠巳君） 沖田課長。

○介護福祉課長（沖田照雄君） 今の質問でありますけれども、茨城県下では、ただいま委員が申しました段階、私どもつくばみらい市は第6段階でありますけれども、茨城県下では10段階の市もございます。それで、資料では、平成20年11月18日現在の資料でありますけれども、44市町村の中で、ほとんどが6段階を採用しています。44市町村の中でも、1月19日現在で、6段階を取り入れているところが22市町村、7段階が8市町村、8段階が13、10段階が1市町村ということで、茨城県下の中でもこれはかなり採用されている基準がいろいろあります。つくばみらい市としましては、第1期、平成12年から介護保険制度が創設されてから6段階を採用しているわけでありまして。

それで、検討しなかったのかという質問でありますけれども、私どもも、こういう茨城県下の状況等もいろいろ参考にいたしまして、本来弾力化を0.83でやろうと思ったんですが、一応0.88ということで、そういうところも考慮しましたので、一応そういう検討がなされないというわけではなく、やはり十分な検討しましてこういう現状の設定に至ったということでありまして。

以上です。

○委員長（直井誠巳君） 川上委員。

○委員（川上文子君） 今、報告あったのを見ると、44市町村のうち半分が6段階以上、7、8、10とやっているわけですよ。もともとの基準額が、つくばみらい市は高いですよ、周りから見れば。それをさらに上げるときに、その段階を広げて、高い人にはそれなりに負担してもらおうと、非課税の人に余りにも大きな負担がある制度だから。そういう配慮はやっぱり考えるべきだったというふうに思います。

それから、もう一つ、最後に、事業計画、保健事業計画を見ると、利用者の負担軽減事業をやるんだと。社会福祉法人等の利用者軽減制度の実施、それから障害者ホームヘルプサービス利用者が引き続き利用できるように軽減措置をとると。それから、高額介護サ-

ビスとか、特定入所者の介護サービスの支給など、利用者負担の軽減を目標にということかもしれませんけれども、軽減事業をやるように努めていくというふうに書いていますよね、70ページです。このことについては、具体的に検討がされているのでしょうか。

○委員長（直井誠巳君） 沖田課長。

○介護福祉課長（沖田照雄君） お答えします。

利用者負担の軽減事業ということで、今回の事業計画の中でこのように上げたわけでございます。当然ここに上げたからには、これらも一応検討はして、今回設定をしております。

○委員（川上文子君） 具体的には。

○介護福祉課長（沖田照雄君） 具体的には、高額介護サービス、特定入所者介護サービス費の支給、これは実際に18年からかな、制度改正になってからかな、ちょっとあれなんですけど、これは実施しております。

○委員（川上文子君） 利用者負担の新たな軽減措置についてはないんですか。

○介護福祉課長（沖田照雄君） 新たな軽減はないですね。

○委員（川上文子君） 4期に向かって。

○介護福祉課長（沖田照雄君） ないですね。

○委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） なければ、この議案第14号に対する質疑、また意見は以上で終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第14号は、原案のとおりに決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（直井誠巳君） 賛成多数です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ちょっと時間の経過もあるんですが、議案第20号まであるもので、質疑、また答弁の方も簡潔な方法でお願いしたいと思います。

次に、議案第17号を扱っていきたいと思います。平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

この議案第17号について、担当の方から説明を求めます。

○国保年金課長（野本英夫君） それでは、議案第17号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

議案第17号の1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,200万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,169万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、議案第17号の8ページの歳出からご説明いたします。

まず、1款の総務費でございます。総務費の1目の一般管理費で、補正額が12万4,000円の増額でございます。これは嘱託職員の報酬でございまして、レセプト整理員の報酬が不足したために補正するものでございます。

それから、2款の保険給付費でございます。1項の療養諸費で、合計440万円の増額補正でございます。

それから、2 款の保険給付費の2 項高額療養費でございます。こちら40万円の増額補正でございます。

次に、次のページ、前期高齢者納付金でございますけれども、3,865万1,000円の減額補正でございます。こちらは額が確定したための減額でございます。

次に、5 款の老人保健拠出金でございます。352万6,000円の減額補正でございます。これも額の確定による減額でございます。

6 款の介護納付金でございます。69万円の減額でございます。こちらも額の確定による減額でございます。

それから、7 款の共同事業拠出金でございます。合計5,237万8,000円の減額でございます。これも額が確定したための減額でございます。

次のページ、8 款の保健事業費でございます。168万円の減額でございますけれども、これは13節の委託料の減額でございます。人間ドック、脳ドック検診委託料ということで、脳ドックの利用者が少なかったために、脳ドック分の60人分を減額するものでございます。

以上が、国保会計の歳出でございます。

歳入につきましては、議案第17号の6 ページをお願いいたします。

4 款の国庫支出金でございます。合計1 億3,631万円の減額でございます。この内訳でございますけれども、療養給付費負担金、こちらが見込額で2 億8,918万3,000円の減額でございます。老人保健医療拠出金が348万8,000円の増額補正でございます。介護分につきましては、840万1,000円の減額でございます。それから、後期高齢者医療費支援金が1 億5,807万1,000円の増額補正でございます。

次に、5 款の療養給付費交付金でございます。こちらは1 億917万1,000円の増額補正でございます。これは交付金の確定のための増額でございます。

それから、6 款の前期高齢者交付金、8,044万6,000円の減額でございます。こちらも交付金の確定のためでございます。

7 款の県支出金で、高額医療費共同事業負担金でございます。344万円の減額でございます。これは額の確定のための減額でございます。

次に、8 款共同事業交付金でございます。交付金の合計で2,245万8,000円の減額になっております。内訳としまして、高額医療費共同事業交付金が3,708万9,000円減額でございます。その下の保険財政共同安定化事業交付金が1,463万1,000円の増額でございます。いずれも額の確定のための減額と増額補正でございます。

それから、次のページで、10款の繰入金でございます。一般会計繰入金といたしまして合計3,064万8,000円の減額でございます。

それから、11款の繰越金、その他繰越金で、補正額が7,213万円の増額補正でございます。

以上が歳入でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（直井誠巳君） 説明が終わりました。

これより議案第17号に対し、質疑及び意見を行います。

染谷委員。

○委員（染谷礼子君） 17 - 10で、ドックの件なんですけれども、脳ドックの方の受診者が少なかったということで減額になっておりますけれども、人間ドックを受けられた人数

の方は枠内だったのでしょうか、それとも枠を超えてあったのでしょうか。

○委員長（直井誠巳君） 野本課長。

○国保年金課長（野本英夫君） 人間ドックにつきましては、400人予定でございまして、現在、約370人でございます。

脳ドックは、今年度につきましては申請がかなり減ってしまして、150人の予定でございましたけれども、ちょっと利用申請が少ないということで、今回60人分減額させていただきました。

○委員長（直井誠巳君） 染谷委員。

○委員（染谷礼子君） たしか前年度も脳ドックの方が少なかったように記憶しているんですけども、この枠を超えてお断りした方がいるんだったら、人間ドックの方の予定を広げてはどうかと思ったんですけども、それだけでなく、ちょっと旧伊奈の人にとすると、今まで2万円の補助だったものが1万7,000円になっていまして、実際持ち出しが結構あるんですね、人間ドックの方の受診をされる方が。なので、脳ドックの方の検討をされるのであれば、人間ドックの方の補助に関しても検討していただければと思います。要望で。

○委員長（直井誠巳君） そうということです。要望だそうです。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） ないようでございまして、議案第17号に対する質疑、意見は以上で終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第17号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（直井誠巳君） 全員賛成です。よって、議案第17号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第18号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案第18号について、説明を担当課から求めます。

○国保年金課長（野本英夫君） それでは、議案第18号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第5号）でございまして。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,904万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、18号の4ページからお願いいたします。

歳出からお願いします。

2款の諸支出金、2項繰出金で、一般会計繰出金152万5,000円の増額補正でございまして。これは一般会計からの繰出金ということで、19年度の繰越金を一般会計に繰り出すものでございます。財源につきましては、上段の歳入でございまして、前年度の繰越金の152万5,000円でございます。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（直井誠巳君） 説明が終わりました。

これより議案第18号に対する質疑及び意見を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） なければ、この議案第18号に対する質疑及び意見は以上で終了いたします。

それでは、これより採決に入ります。

議案第18号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（直井誠巳君） 全員賛成であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第19号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

この議案第19号について、担当から説明を求めます。

○国保年金課長（野本英夫君） それでは、議案第19号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ292万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,413万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、議案第19号の4ページをお願いいたします。

歳出からお願いいたします。

まず、1款の総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費でございます。291万3,000円の減額でございます。内訳は、12節役務費で154万3,000円の減額でございます。通信運搬費でございます。これは、健康診断の受診券は3月に予定しておりましたが、ことしは新年度になってから、4月になってからの発送ということで、その分の減額と、あと被保険者証、これが次年度の7月に発送になるため、3月中に当初予定して予算組んでおりましたが、新年度になってからということでございまして、それらの分を減額するものでございます。それから、13節の委託料でございます。137万円の減額でございます。これは健康診断委託料でございます。後期高齢者の健康診断の委託料が予定数より少なかったということで減額をしております。

次に、総務費の2項徴収費、1目の徴収費でございます。これはトータルでは9,000円の減額になっておりますけれども、内訳は12節の役務費で15万6,000円の減でございます。こちら通信運搬費の減でございます。それから、13節の委託料14万7,000円の増額でございますけれども、こちらにつきましては、後期高齢者医療システムの改修委託ということで、保険料の軽減対策に伴うシステム改修ということで、国の方から急遽補助がつきまして、年度内にシステムを改修するものでございます。

それから、上の段の歳入でございます。

4款の繰入金、1項の一般会計繰入金、1目の事務費繰入金でございます。169万9,000円の減額になっております。事務費繰入金でございます。これは、さっきの歳出の分の役務費分の169万9,000円が減額でございます。

次に、5款の諸収入、4項雑入、5目の雑入で122万3,000円の減額でございます。これは、先ほどの健康診断の委託料の減額分が歳入でも減額になっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（直井誠巳君） 課長の説明が終わりました。

これより議案第19号に対する質疑及び意見をちょうだいいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） ないようでございますので、議案第19号に対する質疑及び意見は以上で終了いたします。

それでは、採決に入ります。

議案第19号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（直井誠巳君） 全員賛成でございます。よって、議案第19号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第20号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第20号について説明を求めます。

○介護福祉課長（沖田照雄君） それでは、議案第20号の1ページをごらんください。

議案第20号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第4号）でありま
すけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,857万7,000円を追加し、歳入歳出
予算の総額をそれぞれ21億9,912万円とするものであります。

次に、20号の5ページの事項別明細で説明をいたします。

3の歳出を先に説明いたします。

1款の総務費、1目一般管理費の13節委託料270万1,000円の減額の内訳でございますけ
れども、介護保険事業計画策定業務委託料291万1,000円の減額で、これは入札差金が生じ
たためでございます。

ちなみに、これは大事なことかと思えますけれども、起工額が580万円で、予定価格の
方20％下げまして464万円、それで入札落札価格が予定価格よりさらに81％で落札をいた
しましたので、このように差金が生じたものでございます。

次に、システム変更委託料としまして21万円、21年度から介護報酬改定に伴うシステム
の改修の委託料でございます。

次に、4款の基金積立金、介護給付費準備基金積立金でありますけれども、5,127
万8,000円は、介護給付費準備基金の利子の積み立てで27万3,000円、それと介護給付費準
備基金積み立て5,100万5,000円であります。

次に、前のページの歳入の方でございます。

4款の国庫支出金の事業費補助金10万5,000円でありますけれども、先ほど歳出で説明
しましたシステム改修に伴う国庫補助でございます。

次に、7款の財産収入、利子及び配当金27万2,000円、先ほど歳出で説明しました介護
給付費準備基金預金利子でございます。

次に、8款の繰入金、一般会計繰入金の事務費繰入金280万6,000円の減額でありますけ
れども、これは法定負担分の12.5％以上の分を一般会計に戻すものでございます。

次に、9款の繰越金でございますけれども、4,420万7,000円は前年度繰越金でございま
す。

次に、10款の諸収入、返納金679万9,000円は、介護報酬の返納金でございまして、皆様
ご承知のとおり、これまでご説明をしてきましたけれども、介護事業者であるカルミッ
クスが今回も378万7,569円と、それといなの里の分24万6,365円、リベルテという事業
所30万5,577円、北相寿園210万1,814円、やまなみ園事業所が35万7,534円、これを合わせ
まして679万9,000円返納金があったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（直井誠巳君） 課長の方から説明が終わりました。

これより議案第20号に対して質疑及び意見を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） なければ、議案第20号に対する質疑、意見は以上で終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第20号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（直井誠巳君） 全員賛成でございます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

これで、当教育民生常任委員会に付託されました11件の案件、本当に慎重審議をいただきました。この結果を17日の委員長報告とするわけですが、その作成に当たりましては、私の方にご一任いただけますことをお願いを申し上げます。

以上で、教育民生常任委員会を閉会いたします。

長丁場ありがとうございました。ご苦労さまでございました。

午後4時44分閉会

つくばみらい市議会委員会条例第60条第1項の規定により署名する

平成21年3月6日

教育民生常任委員長